

公 募

令和 7 年 1 月 9 日

分任契約担当官

群馬森林管理署長 野畠 直城

下記のとおり不用物品（公用車）の購入希望者を公募します。

申込みされる方は、下記に従い別途交付する仕様書及び現物熟覧のうえ買受申込書により申しこみください。

記

1 物件の概要

物件番号 1

- (1) 品 名：トヨタ ラッシュ 群馬 502 な 3046
(2) 走 行 距 離：150,322 km (程度)
(3) 所 在 地：群馬県前橋市岩神町4丁目 16-25 群馬森林管理署
(4) そ の 他：現状渡し、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書、預託証明書（リサイクル券）及び、物件の仕様等は別添のとおり

※ 当該物件については、森林管理等を行うための現場作業に使用していたことから外観に傷やへこみ、内装に汚れがあるほか、シフトレバーに故障がみられる。

2 申込資格

- (1) 契約金額を現金で持参、若しくは現金書留にて納付できる者に限る。
(2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中特別な理由がある場合に該当する。
(3) 国有財産法第 16 条に該当しない者であること。
(4) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

3 申込期限及び申込先（問合せ先）

- (1) 申込期限 令和 8 年 1 月 13 日午後 2 時 00 分（行政機関の休日を除く）
(2) 申込先 群馬森林管理署（総括事務管理官）あて

4 申込方法

- (1) 「10 配付資料等（2）の買受申込書」に必要事項を記載（すべての項目を必須とする）の上、申込先あて、持参又は郵送にて提出する。
(2) 郵送の場合は、簡易書留または配達記録郵便等にて申込期限日の前日の 15 時迄到着受

付したものに限る。

- (3) 買受申込前に「10 配付資料等（4）の暴力団排除に関する誓約事項」を確認すること。なお、買受申込書の提出をもってこれに同意したものとする。
- (4) 買受けにあたっては物件熟覧のうえ申し込み、引き渡し後の返品は認めない。
- (5) 現状渡しのため、隠れた瑕疵があった場合、または欠損している部品等があつても補償及び補充はしない。

5 仕様書等を交付する場所及び日時

- (1) 関東森林管理局ホームページから配布資料等をダウンロードすることもできる。
- (2) 場所 群馬県前橋市岩神町4丁16-25
群馬森林管理署
電話 027-210-1203
- (3) 日時 令和7年12月9日～令和8年1月9日（行政機関の休日を除く）
9時00分～15時00分（12時から13時までを除く）

6 契約締結期限 契約者を決定した翌日から7日以内

7 代金納入期限 契約締結と同時に契約金額を関東森林管理局収入官吏に現金納入すること。

8 引き渡し及び名義変更等

- (1) 代金納入日より15日以内（行政機関の休日を除く）
9時から16時まで（12時から13時までを除く）
契約者は引取日を事前に連絡し、引取日の了解を得ること。
- (2) 引き渡し場所については群馬県前橋市岩神町4丁目16-25 群馬森林管理署とする。
- (3) 引き渡しの際には、「10 配布資料等（3）引き渡し注意書兼物品受領書」に署名して引き渡し職員に提出すること。
- (4) 契約者は引き渡し後、速やかに名義を変更し、変更した旨の掲載された書類を群馬森林管理署長（総括事務管理官あて）に提出すること。
- (5) 車両に森林管理署等を明示するステッカーや文字・マーク・柄等が表示してある場合、車体のステッカー等を剥がし書かれている文字を早急に消去し、消去したことを証明する写真を群馬森林管理署長（総括事務管理官あて）へ提出すること。
- (6) 名義変更の費用等は契約者負担とする。

9 その他

- (1) 提出された買受申込書について、無効の扱いとなる場合は、「関東森林管理局署等随意契約見積心得」の見積りの例によるものとする。
- (2) 買受申込書に記載された金額が予定価格以上かつ最高金額の者と契約する。
- (3) 買受人決定の通知は、最高金額の者に対して申込期限後、即日電話で行う。
- (4) 買受人決定後に天災その他不可抗力により売払い物件に損害があった場合は、引き渡し

前であっても契約者負担とする。

- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (6) 契約保証金は、代金即納のため免除する。
- (7) 契約書の作成は、代金即納のため省略する。
- (8) インボイスの交付を希望する場合は物件引き渡し日以降に発行するので、その旨申し出ること。

10 配布資料等

- (1) 仕様書、車検証、自賠責保険証明書、リサイクル券（各々謄本）、不用物品（公用車）写真
- (2) 買受申込書・委任状
- (3) 引き渡し注意書兼物品受領書
- (4) 関東森林管理局署随意契約見積心得及び、暴力団排除に関する誓約事項

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規定に基づき、第三者から 不当な働き掛けを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策 を実施しています。詳しくは、当森林管理局のホームページ<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/index.html>の「公壳・入札情報」をご覧下さい。